

「持続可能な物流サービスの推進に向けた基本合意」の進捗状況および ヤマト運輸に対する損害賠償等請求訴訟の提起について

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長兼執行役員社長 千田 哲也／以下「当社」）は、ヤマト運輸株式会社（以下「ヤマト運輸」）との間で2023年6月19日（月）に締結した「持続可能な物流サービスの推進に向けた基本合意」に基づき協業を進めてまいりましたが、これまでの協業の進捗状況をお知らせいたしますとともに、今般、ヤマト運輸が、上記基本合意の実施項目の一つである小型薄物荷物の運送委託について当社に一方的な停止を通知し、合意に基づく義務の存在自体を争う状況となつたことから、本日、ヤマト運輸を相手方として損害賠償等請求訴訟を提起したことをお知らせいたします。

【これまでの協業の進捗状況について】

2023年6月19日に締結した「持続可能な物流サービスの推進に向けた基本合意」では、いわゆる「2024年問題」や環境問題など、物流をめぐる社会課題の解決への貢献を目的として、メール便領域および小型薄物荷物領域において協業を進め、2025年2月までに完全移管し、両領域の荷物の全量を当社の配達網でお届けすることとしておりました。

メール便領域では、ヤマト運輸が取り扱っているクロネコDM便のサービスを当初の予定どおり2024年1月31日に終了し、新サービス「クロネコゆうメール」の取り扱いを開始しております。

小型薄物荷物領域では、ヤマト運輸が取り扱っている「ネコポス」のサービス提供を2023年10月から順次終了し、2025年2月から全ての地域で新サービス「クロネコゆうパケット」をご利用いただけるようにすることを目指して当社は最大限の準備を進めてまいりましたが、ヤマト運輸側のシステム対応やお客さま対応の遅れなどにより、「ネコポス」から「クロネコゆうパケット」への移行は、当初計画を大幅に下回る状況が続いていました。

【小型薄物荷物領域における協業に関するヤマト運輸からの申し入れについて】

当社は、2024年10月に、ヤマト運輸より、小型薄物荷物領域の「クロネコゆうパケット」に関して、ヤマト運輸側の一方的な事情で、2025年1月から当面の間、当社への運送委託を停止することを内容とする計画変更の申し入れを受けました。この申し入れについて当社は承諾しておりませんが、ヤマト運輸側は合意に基づく運送業務の委託義務の存在自体を争い、一方的に当社への委託の停止を進めるべく、既に当社への運送委託の停止に向けたアナウンスや準備作業を進めているものと承知しております。そのため、大変遺憾ではありますが、2025年2月を予定していた当社の配達網を活用した両社による投函サービスの全国展開については、予定どおりの実施が困難となる見込みです。

【ヤマト運輸に対する損害賠償等請求訴訟の提起について】

上記の状況から、当社は、「持続可能な物流サービスの推進に向けた基本合意」における合意内容である小型薄物荷物の当社への運送委託についてヤマト運輸が履行義務を負うことの確認を求めるとともに、これが履行されない場合の当社の損害の賠償を請求すべく、本日、東京地方裁判所に対し、ヤマト運輸を相手方とする損害賠償等請求訴訟を提起いたしました。訴訟の概要については別紙のとおりです。

以上